

農業委員会

平成23年度
美郷町農作業料金・賃金が決まりました

美郷町農業委員会では、農家の皆様が農作業をお願いするときの目安となる農作業賃金・料金の標準額を定めています。

この金額はあくまでも標準額です。ほ場などの状況を考慮して料金を決めてください。

料 金	作 業	区 分	単 位	金額(円)	備 考
料 金	耕 起	整 理 田	10a	5,000	再耕は3,000円
		未 整 理 田		5,400	
		畑		5,400	
	代かき	整 理 田	10a	5,500	荒がきは4,000円
		未 整 理 田		5,700	
	田 植	整 理 田	10a	5,200	側条施肥1,000円 同時除草剤散布300円
		未 整 理 田		5,500	
		直 播		5,000	
	苗	緑 化 苗	1箱	500	病害虫防除剤使用の場合は別途料金
		稚 苗		600	
		中・成 苗		630	
		苗 運 搬		30	
	畦 畔 形 成		1m	30	
	請 負 防 除		10a	1,100	・大型スプレーヤーによるもの ・果樹を含む
刈 取	整 理 田	10a	14,500	・隅刈りを含む ・グレンタンク付を基本とする ・袋取りの場合は補助員を含む ・倒伏やぬかるみ場合は20%以上の増額を相互で協議	
	未 整 理 田		15,000		
粉 運 搬		10a	1,500		
乾 燥 ・ 調 整		60kg	1,400		

※整理田は概ね30a以上に区画されたほ場です。

※30a未満のは場・不整形ほ場等は作業効率を勘案して相互に協議してください。

賃 金	区 分	単 位	金額(円)	備 考
賃 金	一般農作業(男女とも)	1日	6,500	実働8時間 賄いなし
	オペレーター	1時間	1,250	

農地賃借料(田)情報をお知らせします

平成21年12月に農地法が改正され、農地の賃借料の目安として標準小作料が廃止されました。これに代わって農業委員会が農地の賃借料情報を行うことが法律に明記されました。改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料の地域の実勢をお知らせします。

今回の情報は平成22年1月から12月までに農業委員会を経由して契約された賃貸借契約を集計した数値です。ほ場の面積や形状、収量、日照、水利条件などを勘案して貸し手と借り手の両方で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用ください。

美郷町賃借料(田)	平均額	データ数	最高額	データ数	最低額	データ数
千畑地域	18,500円	324件	23,000円	85件	13,000円	8件
六郷地域	19,200円	62件	23,000円	1件	15,000円	2件
仙南地域	19,700円	163件	23,000円	39件	15,000円	21件
町全体	19,035円	549件	23,000円		13,000円	

問い合わせ ● 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

建設課

安心で安全な暮らしを支援します
各種補助制度のお知らせ

住宅のリフォームをお考えの皆さまへ
美郷町住宅リフォーム緊急支援事業

補助金の額	対象工事に要する費用の10%に相当する額(千円未満は切り捨て、上限10万円)
対 象 者	自ら居住する町内の住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う方で、町税および使用料等の滞納がない方
対 象 住 宅	一戸建ての住宅(住宅の車庫、物置を含む) ※併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上であること
対 象 工 事	次に掲げるすべての条件を満たす工事 ①増改築・リフォームに要する費用(消費税および地方消費税の額を含む)が50万円以上であること ②町内に事業所を有する法人または町内に住所を置く個人が施工するものであること ③平成23年度中に工事が完了し、平成24年3月31日までに完了実績報告書を提出できること
そ の 他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用いただけます。

住宅の耐震診断・耐震改修をお考えの皆さまへ
木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業

補助金の額	耐震診断の場合	耐震診断に要する費用の3分の2の額(千円未満切り捨て、上限5万円)
	耐震改修の場合	耐震改修に要する費用の3分の1の額(千円未満切り捨て、上限60万円)
対 象 者	耐震診断の場合	①耐震診断士の所属する美郷町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有(共有を含む)する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
	耐震改修の場合	①美郷町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有(共有を含む)する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
対 象 住 宅	昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住する町内の木造戸建住宅	
対 象 工 事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものを1.0以上に補強を行う改修 ※簡易な耐震補強等は対象となりません。	
そ の 他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用いただけます。	

太陽光発電システムの設置をお考えの皆さまへ
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

補助金の額	公称最大出力1kwあたり5万円(上限は最大出力4kw:20万円まで)
対 象 者	・自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方または町内に太陽光発電システム付き住宅を購入する方 ・町税および使用料等の滞納がない方 ・電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を締結できる方 ・町内の事業所等と契約を締結して設置できる方
発電システムの条件	・新品品であること ・公称最大出力が10kw未満のものであること
そ の 他	・秋田県住宅リフォーム緊急支援事業、国や秋田県の太陽光発電システム補助金との併用もできますが、それぞれ補助条件が異なるのでご注意ください。 ・太陽光発電システムを増設する場合も対象となるケースがありますのでご相談ください。

問い合わせ ● 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910